

食安監発1222第1号  
平成26年12月22日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成26年8月1日付け食安監発0801第1号）により取り扱っているところです。

今般、成田空港検疫所において、ZAKLAD PRZEMYSŁU MIESNEGO BIERNACKI SP. Z O. O. (施設番号 30063801)から輸出された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。その後、ポーランド政府より、当該施設からの貨物及び全ての施設からの牛舌について、衛生証明書の発給を停止する旨の報告がありました。

については、当該施設から出荷された貨物及びポーランド産牛舌について、輸入手続を停止の上、届出があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡するようお願いいたします。